

日医発第 1397 号（健Ⅱ）  
令和 5 年 11 月 1 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、標記について本年 11 月 1 日より施行及び適用する旨、厚生労働省より各都道府県知事等宛 2 件の別添通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種の方法に、12 歳以上である者、6 歳以上 12 歳未満である者又は生後 6 月以上 6 歳未満である者に対して、スパイクバックス筋注（1 価：オミクロン株 XBB.1.5）を接種する方法を加えるものです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

（別添厚生労働省通知）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について  
（感発 1101 第 6 号（日本医師会宛）及び感発 1101 第 5 号（各都道府県知事等宛））
- 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について  
（事務連絡（日本医師会宛）及び厚生労働省発感 1101 第 5 号（各都道府県知事宛））

（参考）

第 52 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（持ち回り開催）資料：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36000.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36000.html)

感発 1101 第 6 号  
令和 5 年 11 月 1 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 136 号）が本日、公布されました。別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

各 

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 136 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

## 記

### 第一 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種の実施方法に、以下の方法を加えること。

- ・ 12 歳以上である者に対して、コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 3 年 5 月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。）を 20 日以上の間隔をおいて 2 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 1.0 ミリリットルとする方法
- ・ 6 歳以上 12 歳未満である者に対して、コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 3 年 5 月 21 日に法第 14 条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。）を 20 日以上の間隔をおいて 2 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする方法
- ・ 生後 6 月以上 6 歳未満である者に対して、コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 3 年 5 月 21 日に法第 14 条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。）を 20 日以上の間隔をおいて 2 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.25 ミリリットルとする方法

### 第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

以上

○厚生労働省令第百三十六号  
 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和五年十一月一日  
 厚生労働大臣 武見 敬三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令  
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>附則</b>            （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種）  <b>第七条</b> 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第一号に掲げる方法については十二歳以上である者に対して当該予防接種を行う場合、第二号に掲げる方法については六歳以上十二歳未満である者に対して当該予防接種を行う場合、第三号に掲げる方法については生後六月以上六歳未満である者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。</p> <p>一 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、アンデクソメランを含むものに限る。）を二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回一・〇ミリリットルとする方法</p> <p>二 前号に掲げるワクチンを二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法</p>	<p><b>附則</b>            （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種）  <b>第七条</b> 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>（新設）</p>

三 第一号に掲げるワクチンを二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二五ミリリットルとする方法  
 四 前条第一項第五号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

二 前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

三 前条第一項第四号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

四 前条第一項第五号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

（新設）  
 一 前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

二 前号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

三 前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

四 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

（新設）  
 一 コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、アンデクソメランを含むものに限る。）を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

二 前号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

三 前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

四 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

五 前条第一項第六号に掲げるワクチンを  
 初回接種の終了後六月以上の間隔をおい  
 て一回筋肉内に注射するものとし、接種  
 量は、〇・五ミリリットルとする方法

六 前条第一項第七号に掲げるワクチンを  
 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい  
 て一回筋肉内に注射するものとし、接種  
 量は、〇・二ミリリットルとする方法

2  
 (略)

五 前条第一項第三号に掲げるワクチンを  
 初回接種の終了後六月以上の間隔をおい  
 て一回筋肉内に注射するものとし、接種  
 量は、〇・五ミリリットルとする方法

六 前条第一項第四号に掲げるワクチンを  
 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい  
 て一回筋肉内に注射するものとし、接種  
 量は、〇・二ミリリットルとする方法

2  
 (略)

附則  
 この省令は、公布の日から施行する。

事 務 連 絡  
令和5年 11月1日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部予防接種課  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和5年11月1日から適用することについて、各都道府県知事を通じ、各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段の御協力をお願いいたします。

厚生労働省発感 1101 第5号  
令和 5 年 11 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働大臣  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発感 1101 第 4 号  
令和 5 年 11 月 1 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$  殿

厚 生 労 働 大 臣  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和5年11月1日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

#### 記

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンにコロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。)を追加し、その対象者を生後6月以上の者とする事。

以上



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）  
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
 令和4年12月14日  
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
 令和5年2月10日  
 一部改正 厚生労働省発健0308第14号  
 令和5年3月8日  
 一部改正 厚生労働省発健0807第1号  
 令和5年8月7日  
 一部改正 厚生労働省発感0913第8号  
 令和5年9月13日  
 一部改正 厚生労働省発感0925第1号  
 令和5年9月25日  
 一部改正 厚生労働省発感1101第4号  
 令和5年11月1日

各  
 ( 市 町 村 長 )  
 ( 特 別 区 長 )

殿

厚 生 労 働 大 臣  
 ( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
 令和4年12月14日  
 一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
 令和5年2月10日  
 一部改正 厚生労働省発健0308第14号  
 令和5年3月8日  
 一部改正 厚生労働省発健0807第1号  
 令和5年8月7日  
 一部改正 厚生労働省発感0913第8号  
 令和5年9月13日  
 一部改正 厚生労働省発感0925第1号  
 令和5年9月25日

各  
 ( 市 町 村 長 )  
 ( 特 別 区 長 )

殿

厚 生 労 働 大 臣  
 ( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 使用するワクチン                  (1) 初回接種                  初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 使用するワクチン                  (1) 初回接種                  初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。</p>		
<p>コロナウイルス（SARS-C oV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものであって、アンデューソメランを含むものに限る。）</p>	<p>生後6月以上の者</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>コロナウイルス（SARS-C oV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス（SARS-C oV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>コロナウイルス（SARS-C oV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>コロナウイルス（SARS-C oV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、</p>	<p>12歳以上の者</p>

〈改正後〉

〈現 行〉

ラクストジナメランを含むものに限る。)		ラクストジナメランを含むものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者	組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者
(2) (略)		(2) (略)	

(別紙 改正後全文)

- 厚生労働省発健0216第1号  
令和3年2月16日
- 一部改正 厚生労働省発健0521第2号  
令和3年5月21日
- 一部改正 厚生労働省発健0531第3号  
令和3年5月31日
- 一部改正 厚生労働省発健0802第2号  
令和3年8月2日
- 一部改正 厚生労働省発健1116第5号  
令和3年11月16日
- 一部改正 厚生労働省発健1217第1号  
令和3年12月17日
- 一部改正 厚生労働省発健0221第5号  
令和4年2月21日
- 一部改正 厚生労働省発健0325第4号  
令和4年3月25日
- 一部改正 厚生労働省発健0525第1号  
令和4年5月25日
- 一部改正 厚生労働省発健0722第10号  
令和4年7月22日
- 一部改正 厚生労働省発健0906第5号  
令和4年9月6日
- 一部改正 厚生労働省発健0916第7号  
令和4年9月16日
- 一部改正 厚生労働省発健1013第2号  
令和4年10月13日
- 一部改正 厚生労働省発健1108第1号  
令和4年11月8日
- 一部改正 厚生労働省発健1209第8号  
令和4年12月9日
- 一部改正 厚生労働省発健1214第2号  
令和4年12月14日
- 一部改正 厚生労働省発健0210第2号  
令和5年2月10日
- 一部改正 厚生労働省発健0308第14号  
令和5年3月8日
- 一部改正 厚生労働省発健0807第1号  
令和5年8月7日

(別紙 改正後全文)

一部改正 厚生労働省発感0913第8号  
令和5年9月13日  
一部改正 厚生労働省発感0925第1号  
令和5年9月25日  
一部改正 厚生労働省発感1101第4号  
令和5年11月1日

各 

市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚 生 労 働 大 臣  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

新型コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、	生後6月以上の者
---	----------

有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。)	
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって、ラクストジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年 10 月 5日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

## (2) 令和5年秋開始接種

令和5年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。)	6歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)	5歳以上 12 歳未満の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式	12 歳以上の者

会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって、ラクトジナメランを含むものに限る。)	
組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年 10 月 5 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、ラクトジナメランを含むものに限る。)	生後6月以上5歳未満の者

以上